平成２６年（フ）第６２６号
神戸市兵庫区福原町30番20―303号、従前の住所神戸市中央区花隈町９番21―404号
債務者　ダイニング天満こと　寺戸　正知
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
兵庫県西宮市宮西町５番９―302号、事業所所在地兵庫県西宮市小曽根町３―１―31
債務者　もっこす武庫川店こと　藤本　健一
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８７号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目12番地　シティマンション204、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目21番18号
債務者　入江　美子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市大西町２丁目16番41号クリフトンコート302号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目５番５号
債務者　仲宗根茂子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４６号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目25番19―206号、前住所兵庫県三田市ゆりのき台６丁目21番地５
債務者　迫田　幸司
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５５号
兵庫県芦屋市岩園町10―16―306、住民票上の住所神戸市東灘区御影郡家２丁目５番６―203号
債務者　水木　雅之
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６１号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目４番１号
債務者　角倉昭二郎
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３号
岡山県備前市日生町日生644番地５マリンプラザ日生セカンドステージ1102、申立時の住所兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
債務者　太田　清子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
鳥取県米子市花園町98番地１アーバネスト西村Ⅰ・２―Ｂ号、前住所鳥取県米子市淀江町佐陀1357番地６　105号
債務者　渡邊　一浩
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２４５号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1375番地の５
債務者　一柳　弘敏
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
長崎県対馬市峰町佐賀439番地
債務者　石丸　孝司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町久和374番地12
債務者　北森　　明
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
宮崎市橘通西５丁目３番25号　トピカヒル201号、前住所福岡県筑紫野市大字筑紫６番地１　フォレストベール201号
債務者　小林　拓也（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１６号
宮崎市丸山２丁目160、住民票上の住所宮崎市丸山２丁目38番地２
債務者　堤　　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
宮崎県都城市太郎坊町7805番地１
債務者　河野　卓二
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第３５号
宮城県石巻市渡波町２丁目10番42号、前住所大阪市福島区野田６丁目５番30―310号
債務者　丹野　崇広
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
石川県加賀市片山津温泉乙63番地の１
債務者　森本　　正
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所小松支部